

年管管発0310第3号
平成26年3月10日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「厚生年金等の振込、送金および外国送金に関する財務省会計センター、厚生労働省および日本銀行との協定書」の一部改正に伴う国庫金の外国送金の取扱いについて

厚生年金等の振込事務については、「厚生年金等の振込、送金および外国送金に関する財務省会計センター、厚生労働省および日本銀行との協定書」（以下「協定書」という。）により行っているところである。

今般、為替規制等により、金融機関において安定的な取引ができない一部の通貨（マレーシアリング、中国元、ブラジルレアル。以下「3通貨」という。）については、平成26年度より、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率の設定が取りやめられることとなったことから、今後は、3通貨については、国庫金の外国送金の取扱いができなくなる。

これに伴い、協定書のうち、3通貨が記載されている部分を削除する改正について、財務省会計センター及び日本銀行と申合せを行い、平成26年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、遺漏なきよう取り扱われたい。